

《研究ノート》

ビルマ農民大反乱（1930—1932年）
に関する一考察〔3〕

——反徒の行動様式における諸特徴——

伊 野 憲 治

はじめに

この大反乱をめぐる、筆者は、すでに、蜂起集団の形成過程における諸特徴、及び蜂起集団の編成方式における諸特徴について、研究ノートをまとめている⁽¹⁾。本稿は、これらに続くノートで、蜂起の展開過程における、反徒の具体的行動を明らかにし、彼らの行動様式における諸特徴を指摘することを目的としている。

筆者がこの反乱をとりあげる当面の問題関心は、既に別稿で述べているように、蜂起したビルマ人農民大衆の内面的世界（意識、観念、世界観等）を把握することにある。こうした課題にとり組んでゆく際、分析対象として最も重要なのは、反徒の具体的行動であろう。蜂起した農民は、当然のことながら、自らの考えなり思想なりを、書き残すようなことはしていない。彼らは、具体的な行動をもって、自らの論理（考え、思想等）を貫ぬこうとしたのである。その意味において、具体的な行動は、彼らの論理の表出形態といえよう。⁽³⁾

これまでの研究においては、蜂起するに至る過程での反徒の行動に議論が集中し、蜂起下や蜂起の終息過程における、彼らの具体的行動については、十分に論じられてきていない。いくつかの蜂起は、発生して数日のうちに、イギリス植民地当局によって鎮圧されているが、大反乱を構成した個々の蜂起の多くは、数か月（長期化したものでは一年以上）にわたって、⁽⁴⁾続いている。したがって、蜂起前段階の反徒の具体的行動のみを、分析対象とするだけでは、彼らの内面的世界を究明しようとする場合、きわめて不十分であるといえよう。

彼らの内面的世界を究明するためには、それと合わせて、蜂起下や終息過程における、彼らの行動の分析も必要であろう。というのは、そうした分析によって始めて、蜂起を通じての農民大衆の意識変化を把握する手掛かりが得られる

からであり、また一方では、こうした意識変化が、どのような意識構造（世界観）のもとで可能となったかを明らかにするうえでの素材も、提供されるからである。

本稿では、以上のような立場から、まず反徒の具体的行動を記述してゆくのであるが、その際、ある特定の反徒個人を分析対象とするのではなく、反徒一般に見られる行動様式を見てゆくことにする。もちろん、反徒個々人の行動は、それぞれがおかれた状況や彼らの性格によって、ある程度異なっていたであろう。しかし、筆者は、個々人の行動にそうした若干の差異があったとしても、当時の彼らの行動は、歴史的、文化的等の様々な要因に規定された、一つの基本的な行動様式の上に成り立っていたと考える。そして、筆者の問題関心からすれば、そうした基本的な行動様式を把握することのほうが、個々人の行動の多様性を明らかにするよりも、より有益であろう。

ここで使用する主要資料は、植民地政庁当局によって行なわれた、反徒に対する特別裁判の判決文である。⁽⁵⁾当然のことながら、こうした植民地当局側の資料には、植民者的偏見が色濃く反映されている。しかし、反徒の具体的行動の詳細な記述が含まれているという点において、現時点では、高い資料的価値を有している。以下、〔Ⅰ〕では、反徒の行動様式を時系列的に記述し、〔Ⅱ〕で彼らの行動様式における諸特徴について考えてみたい。

〔Ⅰ〕 反徒の行動様式

ここでは、反徒の行動を、蜂起直前期、蜂起下、蜂起終息期の三期に分けて、順を追って記述してゆく。

(1) 蜂起直前期

蜂起集団の組織化の過程については、既に別稿でふれているので、蜂起直前の反徒の行動を中心に述べてゆくことにする。⁽⁶⁾

農民が、蜂起集団に加わる際、通常、地方指導者やその側近によって、ある種の儀礼、儀式がとり行なわれた。特に、以下に示す二種の儀礼あるいは儀式は、ほとんど全ての蜂起集団において、行なわれていたと思われる。しかし、どちらを先に行なうかという、決められた順序はなかったようである。

第一は、入れ墨や針等を身体に施す儀式で、特別法廷判決文では、一般に、施された者は、不死身になるという意味があったと記されている。また、この入れ墨をすることによって、反徒団に属しているという証明にもなっていたようである。こうした入れ墨等は、地方指導者が直接施す場合もあるが、多くの場合、地方指導者の側近集団に属す入れ墨師が、とり行なっていた。また、ある事例では、入れ墨を施す際に、その効力が実際に試されることもあった。⁽⁷⁾

第二は、反徒団の目的に忠誠を誓う「飲水誓約式」である。政庁当局に押収された、ある「誓願」文⁽⁸⁾には、以下のような内容が記されている。

1. 神々の招聘
2. 忠誠の誓い
3. 神々への加護祈願

この「誓願」文では、招聘される「神々」として、具体的には、神々の諸王 Kings of Gods, 梵天 Bramahs, ナガー（龍）Nagas, 四守護精霊（四天王）four guardian spirits of the world, 様々なナツ Nats があげられている。他の「誓願」文では、ダチャーミン（帝釈天）Thagyamin, 内外37柱のナツ等の記述も見られる。⁽⁹⁾ まず、これらの神々に対し、これから自分が行なう誓願を聞きとどけるようにと祈願する。

次に、忠誠の誓いが読みあげられるのだが、その誓願の内容は、大意以下に示すようなものである。

それは、「ビルマが自治を獲得する時まで」という一節で始まり、次の(1)～(4)のような誓いが、その後続く。(1)G C B A（ビルマ人団体総評議会）のガロン galon 団のメンバー及びその家族、彼らの財産に対し、問題をひきおこしたり、危険を招いたりしない。(2)この団体の目上の人命令に従い、自分の目下の人を悩ませたりはしない。(3)命と全財産をかけて、この団体によって定められた規則、規定に従う。(4)仏教を擁護する。他の「誓願」文の内容も、若干の表現上の相違があったり、より細かい諸注意が記されたりしているが、大意としては、ほぼ同じである。

さらに「誓願」文は、「もし、自分がこの誓いに忠実ならば」と続き、反徒は、以下のような願望がかなえられるようにと祈願する。(1)財産が増し、日ごとに繁栄する。(2)あらゆる困難と危険が克服され、全ての敵を打ち敗ることができる。(3)異教徒を征服できる。(4)敵の武器が無効となる。(5)異教徒の裁判法

廷での宣誓を破っても、自分や自分の家族に悪影響が及ばない。(6)100歳以上の長寿を全うし、死後、涅槃に到る前段階の、天界あるいは人間界 the regions of gods and men に再生できる。他の「誓願」文でも、ほぼ同様の内容であるが、(6)に関しては、死後涅槃に達せられますようにとか、ナッの国と人間界を通過して、涅槃に達せられますように、といった表現も見られる。

次には、もしこの誓いを破った場合には、どのようなになるかが記されている。その内容は、かなり具体的に書かれているが、(1)あらゆる種類の変死（横死）を招く、(2)死後、八大地獄に落ちる、という二点にまとめることができる。

最後に、神々に、反徒が行なう大義に対し、加護を与えてくれるように、という祈願で「誓願」文は終わる。この誓いが行なわれている時、当事者は、片手に誓水の入った鉢を持ち、誓いが終わるとその水を飲んだという説明が、この「誓願」文には付されている。

こうした、入れ墨や針を施す儀式、「飲水誓約式」が行なわれた後で、各部隊の指揮官等が、地方指導者によって任命されたり、種々のお守りが反徒に配られることがあった。そして、反徒となった者達は、ある場合には、そのまま反徒団と行動を共にし、またある場合には、一旦自分の村へもどり、個々の攻撃に先立って召集されることになった。

いずれにしても、個々の攻撃に向う直前には、ナッの祭祀がとり行なわれたようである。一例をあげれば、ビェー Prome 県の一蜂起集団であるマウンプワー Maung Pwa 下の8名の一隊（マウンプワーも含む）は、シンバイッ Sin-baik 村の村長を殺害に向う前に、ジャングルにあった大きなバンヤン Banyan⁽¹⁰⁾ 樹のナッ⁽¹⁰⁾に供え物を捧げている。

このようにして、個々の反徒隊は、各々活動を開始したと考えられる。そこで次に、具体的活動内容を見てゆくことにする。

(2)蜂起下

各蜂起集団の具体的活動としては、まず政庁側の軍隊、警察軍、民間警察隊との正面衝突があげられる。こうした正面衝突は、個々の蜂起集団においては、その初期の活動に多く見られる。

反徒は、ある場合には制服を身につけ、またある場合には、反徒団の旗をかざしながら、ダー（刀）や槍といった「素朴」な武器で、植民地政庁側の近代

兵器（銃、ライフル銃、機関銃等）に向って、真正面から攻撃をかけた。ある事例では、反徒の指導者は、呪文を唱えながら戦っている。当時ビルマにいたイギリス人は、こうした彼らの戦いぶりを、「20世紀における、最も異常な光景⁽¹¹⁾」として、驚愕の目をもって捉えている。こうした正面衝突の多くは、政庁側の物理的力によって、反徒の敗北で終り、政庁側が、銃、機関銃等で応戦すると、反徒の多くは死体を残して四散するのが常であった。反徒達の中には、事前に自分達が指導者から与えられたお守りの効力を疑う者も現われた。そのような場合、お守りの効力がなかったのは、反徒が誓いを破ったからである、という説明が、指導者によってなされたようである。⁽¹²⁾

こうした正面衝突は、蜂起が長引くに従って、反徒側がしかける事例より、政庁側によってしかけられる事例が増えてくる。また、当初の政庁側との正面衝突での敗北と、政庁側の軍事的対応の強化によって、各反徒団では、正面衝突を極力避けようとしたと考えられる。だからといって、反徒団は、自らの活動自体を停止したわけではなかった。各蜂起集団は、政庁当局によって、徹底的に鎮圧されるまで、ある人物の襲撃、殺害、いわゆる略奪、破壊行為等を断続的にくりかえした。では、こういった人物が襲撃、殺害の対象となり、また何が破壊、略奪の対象となったのであろうか。

（表1）は、一か月以上活動を展開した反徒集団を中心に、殺害対象となった人物の人数について、特別法廷の関連諸判決文をもとにまとめたものである。各判決文は、それぞれ詳細さが異なるが、概観すれば、反徒団によって殺害の主要対象とされたのは、当時政庁の末端役人として、徴税等を主要業務としていた、村長及び十戸長であった。村民としてあげた者に関しては、具体的にどのような人物であったのかは、明確に把握できない。しかし、特別法廷判決文では、多くの場合、殺害された人物は、反徒団によって、政庁のスパイと見做されていたと記されている。こうした村長、十戸長、村民の大半はビルマ人であったと考えられるが、他方で反徒は、チン人、カレン人、インド人等をも殺害対象としている。彼らの殺害理由やその事情について、判決文は、次のように記している。⁽¹³⁾

ピェー県、サンクン San Kun、キンヂー Kin Gyi 下の反徒団による、インド人殺害事件では、彼が反徒組織に入ることを拒み、政庁側に情報を提供している、と反徒団に見做されたからであるとされている。⁽¹⁴⁾ また同反徒団による、

(表1) 反徒による殺害対象

	主要指導者	主要活動地域	村長	十戸長	村民	チン人	インド人	カレン人	中国人	その他
①	サヤー・サン	ターヤーワディー、インセイ県	2		4		2		1	森林局事務官(イギリス人) 1
②	サヤー・サ サヤー・ハンター	"	1*					3		民間の外科医(イギリス人) 1 *……カチン人
③	ミャップアウン	"						1		
④	サンクン、キンデー	ビュー県	1*			4	3			*……チン人村長
⑤	ビョンチョー他	"		1	7	8				村長の義理の息子1
⑩	バンミヤイン、 コー・マウン	"	2		3					
⑪	シュエーヨン	"		2			6			
⑭	ウー・ヤーゼインダー	ヒンダダ県	1							
⑮	ウー・アータバ (サヤー・ニャン)	"								現地徴募兵1、村長に雇われて徴税にあたっていた村の委員1
⑯	サヤー・ニャン	タイェツ・ミョウ県	10	3	25	1	1	1		警察官3、刑事補2、刑事補の召使い1、獣医助手1、石油会社事務員1、村長の妻1、村長の息子1、村長の甥1、インド人の妻1
⑰	サンミヤ、ビョン チョー、インヂー	"			2	3				
	計(人)		17	6	42	16	12	5	1	17

〔出所〕 P&J, 2022, 2023, 2024, 特別法廷関連諸判決文より作成。

〔注〕 1. 左端の番号は、拙稿(1987年, a), 前掲, 95頁、(表1)で示した番号に同じ。

2. 事例は、明確に判明するものだけ数えた。

3. ⑩は、ビョンチョー、マウンブワー、ソナー・マウン、ボー・フラーチー下の各蜂起集団の数値を合計したものである。

4. ここでは、正面衝突での戦死者は、含まれていない。

チン人殺害に関しては、チン人が徴募兵を出すことで政庁に協力しているから、⁽¹⁵⁾と説明されている。同様に、タイェツ・ミョウ県、サヤー・ニャン下の反徒団による、チン人1名の殺害は、チン人村を襲撃した際に行なわれたもので、その理由としては、やはり政庁側に協力しているからだとされている。また、この反徒団は、チン人不正規軍の攻撃をうけていたことも、背景として指摘できる。さらに同反徒団による、カレン人の殺害については、殺害されたカレン人は、反徒の組織から逃げようとした人物であった。⁽¹⁷⁾この反徒団による、インド人殺害に関しては、インド人所有の綿倉庫を襲撃した際に、所有者の息子を殺害した事件である。⁽¹⁸⁾シュエーヨン Shwe Yon 下の反徒団によるインド人牛追い6名の殺害の理由については、判決文には明確に示されていない。しかし、この事件の数日後に、政庁側のインド人部隊が、この反徒団に攻撃をかけ、彼らを一掃していることから、当時この地区の鎮圧にあっていたのは、インド人部隊であったことが、背景の一つとして指摘できる。⁽¹⁹⁾

（表2）破壊、調達の対象となった物品

	主要指導者	主要活動地域	武器・弾薬	現金	政府からの下賜品	食糧	宝石（装飾品）	租税簿	その他
①	サヤー・サン	ターヤーフディー、インセイン県	5						象牙1
②	サヤー・サ、サヤー・ハンター	〃	2		2	2			
③	ミャップアウン	〃	2			1			
④	サンクン、キンデー	ビュー県							
⑤	ピョンチョー他	〃		1			2		
⑥	バンミヤイン、コー・マウン	〃	1	1					
⑦	シェーヨン	〃							村長宅の書類全て1
⑧	ウー・ヤーゼインダー	ヒンダダ県	2		1				ドラ1
⑨	ウー・アータバ（サヤー・ニャン）	〃	1						
⑩	サヤー・ニャン	タイェツ・ミョウ県	11	23	2	1	1	23	毛布1, 白い布1, 箱1, 絹のロンジー1,
⑪	サンミヤ、ピョンチョー、インデー	〃	1	3			3		毛布1, 銀のじゅず1
	計（件）		25	28	5	4	6	23	9

〔出所〕（表1）と同じ。

〔注〕 1, 2, 3……（表1）と同じ。

4. 例えば、一度の襲撃で、銃と現金が奪われた場合には、それぞれ一件として加えている。

（表2）は、（表1）と同様に、破壊、略奪の具体的対象を示したものである。この場合は、判決文の記述の詳細さから考えて、合計件数よりも、むしろタイェツ・ミョウ県、サヤー・ニャン下の反徒団の事例を見る方が、より実態を把握できると思われる。この事例でまず注目されるのは、現金の調達及び租税簿の破棄の件数が圧倒的に多いことである。現金の調達とは、ここでは、村長宅の襲撃時に、銃・弾薬等とともに奪ったもののほか、村長等を人質にとり、その身代金として得たものや、反徒団に非協力的な村から奪ったものも含まれている。また宝石等の装飾品などは、こうした現金の代わりとして差し出されたものも含まれている。他方、租税簿は、当時村長宅に保管されており、やはり、村長宅襲撃時に破棄されたものである。他の蜂起集団については不明であるが、サヤー・ニャン下の集団においては、銃・弾薬、現金等を奪うことができなかった場合でも、必ずこの租税簿は破棄している。政庁からの下賜品とは、当時政庁に協力的な村長等に与えられていた、銀メッキの鞘に収められたダーや銀の鉢等であり、これらも略奪対象の一つであった。

以上で述べてきたような活動は、いわば「反政庁活動」として分類でき、これまでの研究においても、既にある程度は指摘されてきている。だが、こうした活動の他に、反徒団内で、具体的に彼らがどのような行動をとっていたのかという点、及び地域社会内（村落内）での反徒の行動についても、若干言及しておきたい。

反徒団内での行動については、別稿でもふれているので、ここでは、二点を指摘するにとどめる。第一は、反徒団内では、ある程度の役割分担があり、団員間に、上下関係も存在したという点である。第二は、指導者の命令に従って任務を遂行した場合に、反徒が「報酬」を与えられる事例があったという点である。⁽²⁰⁾

地域社会内での反徒の具体的行動に関して、まず注目されるのは、反徒（反徒団）が一般村民に対し、ある種の要求を課したということである。その要求の具体的内容としては、反徒団への入会金の支払い、糧食の供与、情報の提供及び政庁当局への情報提供の禁止、そして、反徒団への人員の供給等があげられる。こうした一般村民の協力に対して、反徒団が村民に対し、直接何かを与えたという事例は、特別法廷判決文を一瞥する限りでは見出せない。しかしながら、実際には、以下に示すような状況を、ある地域社会内に創り出したと考えられる。

村長等の植民地権力の末端を主要殺害対象としていた反徒団が、ある地域社会内でその勢力を増大すると、村長等が自ら危険を感じ、村を出て、町に住んだり、親類縁者を頼って他村へ移ったり、村外の僧院へ逃げ込みそこで寝泊りするような場合があった。その結果、村長が不在となった村では、実際に徴税等が行なわれないという状況が生まれたと考えられる。そのことは、(表3)の人頭税、タッタメダ Thattamedā 税の徴収状況からも、ある程度明らかとなる。1930—31, 1931—32年度の査定人数、査定戸数及び徴収額の激減は、実際に村々で徴税がなされなかったことを示している。さらに、「反徒の復讐は、すみやかにして、確実であった」⁽²¹⁾という特別法廷判決文に記されているような状況下にあっては、反徒団に協力することによって、村自体が放火や略奪を免かれることができたという点も指摘できよう。こうして反徒団は、たとえ直接に何かを与えなくとも、当時の農村社会で、ある役割を果たしていたといえよう。

蜂起下の反徒の具体的行動としても、もう一点あげておきたい。それは、反徒の行なった、いわゆる「残虐行為」である。具体的にその事実を示せば、以下のような事例をあげることができる。(1)村長の妻の親指を斬る。⁽²²⁾(2)村長の妻を殺害する前に輪姦する。⁽²³⁾(3)村に放火する。⁽²⁴⁾(4)政庁側の人物の死体から首を斬り取り、自らの基地に埋める。⁽²⁵⁾(5)殺害の証拠として、死体から耳を斬り取る。⁽²⁶⁾(6)勇気をつけさせるために、死体を、若い反徒に斬らせる。⁽²⁷⁾(7)インド人の3か月になる赤ん坊を真二つに斬る。⁽²⁸⁾(8)インド人の9歳の子供を斬る。⁽²⁹⁾(9)チン人村で、6歳の子供が、人質として連行されようとした母親に泣きすがったので、その子供の胸をダークで斬る。⁽³⁰⁾以上のような事例が、特別法廷判決文には、記されている。こうした行動の意味を考える際には、当然のことながら、政庁側も、反徒に協力的な村に放火したり、⁽³¹⁾見せしめのために、反徒16人の首を、警察署の前に、さらし首にするといった残虐行為を行なったという事実を考慮しなければならない。にもかかわらず、反徒側にも、これに類似した行為があったという事実は、否定できない。

(3)蜂起終息期

大反乱を構成した個々の蜂起は、個別に鎮圧されていった。その鎮圧に際して、政庁当局は、様々な手段を用いた。恩赦令の発布、「平和の使節団 the Peace Mission」の派遣等の懐柔策もその一つとしてあげられる。

恩赦令は、1931年6月に、ヒンダダ Henzada, ピュー, タイェツ・ミョウ, インセイン Insein, ターヤーワディー Tharrawaddy 県等、反徒の活動が激しかった諸県に発布された。その内容は、政庁の役人、政庁の下僕および政庁に対し忠実な村民の殺害に、積極的な役割を果たした者以外の全ての反徒に対し、一か月の期限をもうけて、恩赦令を適用するというものであった。そして、この恩赦令から除外される反徒指導者のリストが作られ、恩赦令の布告と同時に散布された。しかしながら、この恩赦令に、反徒達は、積極的に応じようとはしなかった。そのことは、政庁レポートの中で、ピュー県での短期間を除いて、ほとんど効果がなかったと記されていることから明らかである。⁽³³⁾

他方「平和の使節団」の活動とは、1931年6月に、アレトーヤー・サヤード・アガマハーパンディタ Aletawya Sayadaw Aggamahapandita 統轄下の僧侶の一団（主にラングーンの僧侶）による、紛争地域での、投降を促す宣

(表3) 人頭税, タットメーダ税の徴収状況 (1928—1933年)

			1928—29	1929—30	1930—31	1931—32	1932—33
人頭税	査定人数	人	1,515,000 + 30,000	1,550,000 + 35,000	1,540,000 - 10,000	1,441,471 - 98,529	1,465,836 + 24,365
	徴収額	ルピー	6,038,000 + 151,000	6,087,000 + 49,000	5,334,000 - 753,000	4,279,000 - 1,055,000	4,382,000 + 103,000
	減免額	ルピー	273,000 - 29,000	286,000 + 13,000	570,000 + 284,000	366,000 - 204,000	551,000 + 185,000
	査定戸数	戸	n. d. n. d.	1,006,000 n. d.	996,000 -10,000	981,996 - 14,004	985,214 + 3,218
	徴収額	ルピー	4,381,000 - 24,000	4,293,000 - 88,000	4,168,000 - 125,000	3,039,000 - 1,129,000	3,218,000 + 179,000
	減免額	ルピー	89,810 + 12,390	98,206 + 8,396	149,000 + 50,794	123,000 - 26,000	116,000 - 7,000

(出所) The Government of Burma, *Report on the Administration of Burma*,
Rangoon, 各年次, Revenue and Finance の項目より作成

(注) 会計年度は, 7月1日から翌年の6月30日である。

(表4) 投降者数

県	1931 7/15	8/15	9/15	10/1	11/1	12/1	1932 1/1
ターヤーワディー	87 (—)	261 (174)	263 (2)	273 (10)	352 (79)	435 (83)	475 (40)
ビュー	—	2,682 (—)	2,714 (32)	2,730 (16)	2,784 (54)	2,802 (18)	3,486 (684)
タイエツ・ミョウ	—	399 (—)	399 (0)	2,013 (1,614)	2,061 (48)	2,074 (13)	2,085 (11)
ヒンダダ	—	3 (—)	5 (2)	5 (0)	6 (1)	12 (6)	15 (3)
インセイン	—	227 (—)	249 (22)	250 (1)	252 (2)	286 (34)	302 (16)
ペゲー	—	—	—	—	—	8 (—)	28 (20)
計	87 (—)	3,572 (174)	3,630 (58)	5,271 (1,641)	5,455 (184)	5,617 (154)	6,391 (774)

(出所) The Government of Burma, *The Rebellion in Burma*,
April 1931—March 1932, Rangoon, 1932, p. 9, より作成

(注) () 内の数値は, 前月よりの増加人数を示す。

伝活動を指す。彼らは、反乱の無益さ、
 邪悪さを力説したといわれている。一団
 は、7月と8月初旬はターヤーワディー
 県、8月18日にはインセイン県、9月7
 日から10日までは、ヒンダダ県、9月末
 以降は、ピュー、タイエツ・ミョウ、イ
 ンセイン県等で活動した。

こうした活動に対する反徒の反応は、
 (表4)によって、ある程度明らかに
 なる。タイエツ・ミョウ県の10月1日
 現在の投降者数を見ると、「平和の使節
 団」の活動が、効果的であったかのよ
 うに思われる。しかしながら、他の地

(表5) 1932年2月18日までの逮捕者
 とその内訳

	男 性 (人)	女 性 (人)	子 供 (人)
逮 捕	7,002	124	89
拘留中死亡	5	—	—
放 免	5,639	123	84
不起訴又は無罪	165	1	—
死刑判決	78	—	—
終身流刑判決	270	—	—
教護院	—	—	2
最終死刑判決	53	—	—
死刑確定	19	—	—
死刑執行	19	—	—
最終終身流刑判決	222	—	—
終身流刑確定	154	—	—
拘留中	845	—	3

〔出所〕P&J, 2020, pp. 120—121, より作成。

区では、目立った効果をあげた形跡はない。また、タイエツ・ミョウ県では、
 8月頃から政庁軍が再投入され、大掃討作戦が展開されていたのである。⁽³⁴⁾
 こうした点を考慮するならば、基本的には、「平和の使節団」にも反徒は積極的に
 対応したとは言い難い。⁽³⁵⁾

反徒は、ここで示した政庁当局の懐柔策に応じたというよりは、武力鎮圧に
 よって投降を余儀なくされたというべきであろう。そのことは、以下のような
 事実からも明らかになる。ビルマ駐留のイギリス人歩兵2個大隊とインド人歩
 兵4個大隊では、状況に対応しきれないと見た植民地当局が、インドからの増
 援軍派遣を要請し、31年3月から8月にかけて、かなりの兵力の増援部隊が漸
 次投入された。また、ビルマ軍警察は、31年初頭に10個中隊1,100名が、民間
 警察官も約1,600名が増員されているし、カレン人やチン人からなる不正規軍
 も、最終的には、1,600名近く徴募された。⁽³⁶⁾さらに、特別会計で組まれた、鎮
 圧に対しての軍事支出総額は、約600万ルピーにも達していたし、1931—32年
 度のビルマ州地方財政支出の警察費用は、前年度より、370万ルピーも増加し
 ている。⁽³⁷⁾
⁽³⁸⁾

こうして、基本的には徹底的な武力鎮圧によって、多くの反徒は、日常生活
 にもどされ、またある者は、特別法廷で裁判にかけられたのであった。

特別法廷での反徒達は、反徒団には強制されたために加わらざるを得なかつ

た、と弁明するのが常であった。こうした弁明は、ある程度指導的役割を果たしていた人物によってもなされる場合があった。

裁判の結果、1934年5月までに、126名が死刑、1,389名が終身流刑を宣せられた。⁽³⁹⁾ 個々の戦闘での犠牲者をも含めれば、この大反乱は、反徒側に多くの犠牲者を出す形で終わった。しかしながら、(表5)でも明らかなように、この大反乱に関係した者で、起訴されなかったり、無罪になった者の人数は、犠牲者となった者の人数に比べて、圧倒的に多かったといえることができる。

〔Ⅱ〕反徒の行動様式における諸特徴

〔Ⅰ〕では、蜂起直前から終息に至る過程での反徒の行動様式を中心に記述してきた。ここでは、そうした反徒の行動様式における何点かの特徴を指摘してみたい。

まず第一に、蜂起直前期の反徒の行動に関して一点を指摘しておきたい。多くの反徒は、入れ墨や針を身に施し、お守りとした。また同様に、多くの者は、「飲水誓約式」を行い、反徒団の目的に対し忠誠を誓った。さらに、個々の出撃に先立って、ナッの祭祀をとり行っている。ここで注目したいのは、これが行なわれた時期である。つまり、こうした一連の行動は、個々人が、日常生活者から、自らを反徒に変容させてゆく、まさしくその時点において行なわれたということである。

第二に、蜂起下の反徒の主要活動に関する問題があげられる。これまでの研究の多くは、政庁側との正面衝突による反徒の敗北によって、反徒の活動が、ゲリラ化、匪賊化していったと捉えている。確かに各蜂起集団の活動を見ると、反徒団による正面攻撃は、活動の初期段階に集中し、その他の個別的活動が、徐々に反徒団の主要活動となってきている。しかし、そうした個別的な活動も、地方指導者の命令によってなされたものが多かったことを考えれば、個々の反徒あるいは小集団の独走的行為（匪賊化）とは言い切れない。

さらに、こうした個別的な活動は、蜂起の全過程を通じて、断続的に行なわれ、その件数からいって、圧倒的に正面衝突の件数にまさっている。⁽⁴⁰⁾ そのことは、反徒個々人の行動を考えた場合、彼らの主要活動は、むしろ個別的な活動、すなわち殺人、略奪、放火、破壊行為等であったということを物語っている。

第三に、反徒（反徒団）には、自らの行動を律する論理があったという点が

指摘できる。

反徒が政庁軍に正面衝突をかけた際の戦法等から、特別法廷判決文や政庁レポートでは、反徒の無知蒙昧さが強調されている。だが、サヤー・サン *Saya San* 下の蜂起集団に属していた一隊は、ターヤーワディー刑務所へ襲撃に向う途中、隣村の村長と小ざり合いがあったため、前兆が悪いと判断し、攻撃をとりやめている。また、一般の村民が、お守りの効力を確かめるために、反徒団と政庁軍との戦いを見守るといった事例もある。⁽⁴¹⁾ こうした事実を見ると、たとえそれが当時のイギリス人にいかなるものに見えようとも、彼らには、自らの行動を選択する論理があったと考えられる。⁽⁴²⁾

同様のことは、反徒の行なった「残虐行為」に関しても指摘できる。こうした行為は、反徒の行なった、殺人、略奪、放火、破壊行為とともに、当時、政庁当局側によっては、オージー *orgy* として、把えられている場合が多い。確かに、反徒側にも、「残虐行為」と考えられる行為があったことは事実である。しかしながら、その対象は、村長の関係者や、イギリス人、インド人、チン人、カレン人等に、かなり限定されていた。この点からも、反徒（反徒団）には、ある論理が働いていたということができよう。

第四に、反徒は、たとえ一時的にせよ、植民地支配秩序から解放され、その秩序からは「自由」な人間として生きたという点が指摘できる。⁽⁴³⁾ 蜂起下の農村では、植民地権力の末端役人として機能していた村長や十戸長が、ある場合には反徒に殺害され、またある場合には自らの村を逃げ出したため、村は反徒勢力の掌握下に入る場合も少なくなかった。つまり、一時的にせよ、反徒団は、ある地域社会で権威と権力を獲得した。そして、反徒個々人は、そうした権威と権力を持った反徒集団の一員として活動することによって、ある地域社会で権威と権力を自らのものとしたのである。そのことは、武力鎮圧されるまで、政庁当局の懐柔策に、彼らがほとんど応じなかったことから理解できよう。

最後に、鎮圧期における特徴として、一点を指摘しておきたい。上述したように、一時的にせよ、権威と権力を持ち、政庁側の懐柔策にも応じようとしなかった反徒達であるが、政庁当局の徹底的な武力鎮圧の前には抗しきれず、結果的に、彼らは再び植民地支配秩序の中にくみ込まれた。その際、特別裁判における彼らの態度は、特に注目される。多くの者は、法廷で、自らの行為の正当性を訴えるよりも、強制されて反徒団に加わったと弁明した。この点のみに

注目すれば、個々の反徒は、再び、植民地支配権力に対し、真向からその不当性を唱えるようなことはしない、「受動的な」生活者として、自らを位置付けたということもできる。しかしながら、そのことによって、彼らの多くは生きのびることができたのである。そして、彼らが蜂起を通じて行なってきた具体的な行動と、鎮圧に際して、彼らが受けた政庁の弾圧は、まさしく彼らの実体験として残ったということができる。

以上、本稿では、反徒の行動様式とその特徴について述べてきたが、それらの行動を律する論理、及び個々の行動の意味付け、解釈には、立ち入っていない。その意味で、これまでのノート同様、筆者の当面の課題を解明してゆくうえでの、事実関係の再検討という準備作業にすぎない。蜂起した農民の内面的世界を明らかにするという課題は、こうした作業と、他の関連諸分野の研究を総合して、稿を改めて行なうつもりでいる。

〔付記〕本稿での分析は、The India Office Library and Records 所蔵の關係諸資料の使用によって可能となった。この資料を使用するに際して、御尽力いただいた、愛知大学伊東利勝氏に、ここに記して心から感謝の意を表したい。

注

- (1) 拙稿「ビルマ農民大反乱（1930—1932年）に関する一考察〔1〕——蜂起集団形成過程における諸特徴——」『地域研究』、第4号（1986年12月号）、1987年、86—123頁。以下、「拙稿（1987. a）」と略す。及び、拙稿「ビルマ農民大反乱（1930—1932年）に関する一考察〔2〕——蜂起集団の編成方式における諸特徴——」『一橋研究』第12巻第2号、1987年、113—128頁。以下、「拙稿（1987. b）」と略す。尚、これらのノート同様本稿も、東京外国語大学大学院地域研究研究科に提出した、修士論文「ビルマ農民大反乱（1930—32年）の研究——反乱下の農民像を中心として——」（1986年）の第二章の一部を加筆、訂正したものである。
- (2) 拙稿「『ビルマ農民大反乱（1930—1932年）』研究の意義と問題点」『地域研究』第2号、1984年、123—125頁、及び、拙稿（1987. a）、前掲、86—87頁。
- (3) こうした視角に関しては、以下の研究から示唆を得ている。鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969年、13頁、及び、色川大吉『新編明治精神史』中央公論社、1973年、509—512頁。

- (4) 拙稿 (1987. a), 前掲, 93—96頁参照。
- (5) 判決文は, The India Office Library and Records 所蔵のファイルに収められているものを用いた。この資料の引用に際しては, 拙稿 (1987. a), 前掲, 111—112頁, 注(4)の表記法に従うことにする。
- (6) 同上。
- (7) 同上, 121—122頁, 注(67)参照。
- (8) R. C. Morris, *Causes of the Tharrawaddy Rebellion*, Rangoon, 1931, pp.26—27, Appendix H, (P & J, 2020, pp.686—687.)
- (9) 他に2つの「誓願」文が, ファイルには収められている。*Copy of a demi-official letter from the Chief Secretary to the Government of Burma, to the Home Secretary to the Government of India, No.386—C—31, dated 25th July 1931*, (P & J, 2020, pp.341—345.)
- 尚, ここで使用した三つの「誓願」文は, 全て英訳されたものであるため, 「神々」としてあげられたものの英訳自体の訳語が適切かどうかは疑わしい。また, 「ナッ」とは, 一般に精霊を表わすビルマ語であるが, 「37柱のナッ」は, それぞれ固有名詞を持ち, 多くは歴史上の人物としての伝説を持つといわれている。
- (10) The Court of the Second Special Judge, Prome, *Special Trial No.43 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2024, p.102.) この他にも, 例えば, ピャーポウン Pyapon 県のアウンフラ Aung Hla 下の反徒団の例, 拙稿 (1987. a), 前掲, 99頁, 及び, ターヤーワディー, インセイイン県境で活動していた, サヤー・ハンター Saya Han Tha 下の一団のキャンプで行なわれた例, The Court of the Special Tribunal Sitting at Tharrawaddy, *Special Tribunal Case No.3 of 1931, Judgement*, 1931, (P & J, 2022, pp.43—44) (以下, 「注(10), 第二判決文」と記す) などをあげることができる。
- (11) Maurice Collis, *Trials in Burma*, London, 1945, pp.210—211.
- (12) 例えば, 注(10), 第二判決文, (P & J, 2022, p.45.) 等を参照。
- (13) チン人, カレン人とは, ビルマ領内の少数民族。
- (14) The Court of the Special Judge, Prome, *Special Trial No.11 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2023, p.569.)
- (15) The Court of the Special Judge, Prome, *Special Trial No.4 of 1932, Judgement*, 1932 (P & J, 2023, p.431.)
- (16) The Court of the Special Judge, Thayetmyo, *Rebellion Trial No.1 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2023, pp.809, 806.)
- (17) *Ibid.*, p.812.
- (18) The Court of the Special Judge, Thayetmyo, *Rebellion Trial No.1 of 1931, Judgement*, 1931, (P & J, 2023, p.62.)
- (19) The Court of the 2nd Special Judge, Prome, *Special Trial No.13 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2024, pp.36—40.) その他の背景として, 当時イギリス植民地政策の帰結として, インド人労働者とビルマ人労働者の激しい雇用競争が生じていたこと, またインド人金貸しチェッティー Chettyars

に対し、ビルマ人が多くの負債を負っており、彼らの手に抵当流れの土地が集中していたことなどがあげられる。

- (20) 拙稿（1987. a）, 前掲, 91頁, 及び, 拙稿（1987. b）, 前掲, 114—124頁参照。この他に, 例えばサヤー・サンは, ポーカ Po Kha という人物を, アランタウン Alantaung 丘での労役長として任命している。（但し彼は反徒達にはミョウ・ウン Myowun と呼ばれていた。）The Court of the Special Judge, Tharrawaddy, *Special Trial No.7 of 1931, Judgement*, 1931, (P & J, 2023, pp.305—307.)
- (21) The Court of the Special Judge, Prome, *Special Trial No.17 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2023, p.537.)
- (22) The Court of the Special Judge, Henzada, *Criminal Special Trial No.1 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2023, p.500.)
- (23) The Court of the Special Judge, Thayetmyo, *Rebellion Trial No.2 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2024, p.830.)
- (24) 例えば, The Court of the Special Judge, Prome, *Special Trial No.9 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2023, pp.686—689) ; The Court of the Special Judge, Thayetmyo, *Rebellion Trial No.4 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2024, pp.664—665.) 但し, 両村ともチン人村であった。
- (25) 例えば, The Court of the Special Tribunal Sitting at Tharrawaddy, *Special Tribunal Case No.4 of 1931, Judgement*, 1931, (P & J, 2022, pp.113—114) ; The Court of the Special Judge, Prome, *Special Trial No.6 of 1932, Judgement*, 1932, (P & J, 2023, p.446.) 但し, 前者はイギリス人森林局事務官, 後者はチン人村の村長が殺害対象とされた。
- (26) 注(16), 同判決文, (P & J, 2023, pp.813—814.) 尚, 殺害されたのは石油会社の事務員であった。
- (27) 例えば, 注(23), 同判決文, (P & J, 2024, pp.820—821.)
- (28) 注(15), 同判決文, (P & J, 2023, p.568.)
- (29) 同上, (P & J, 2023, p.568.)
- (30) The Court of the Special Judge, Prome, *Special Trial No.13 of 1932, Judgement*, 1932 (P & J, 2024, pp.22—23.)
- (31) Pyidaunzu Myanmanaingan Tohlanyeiasoya Pyankyayeithana, *1292—hku Taunduledhma Ayeidoboun*, Sapeibeikman, 1965, pp.91—93. (ビルマ連邦革命政府情報省『緬暦1292年農民大反乱』サーペーベィマン。) 以下, 「情報省」と略す。
- (32) U Saw, *The Burmese Situation 1930—1931—A Letter to the Right Hon'ble William Wedgwood Bean, M.P., Secretary of State for India*, Rangoon, 1931, Appendix, pp.xiii—xiv, (P & J, 2020, pp.320—321) に写真が付されている。
- (33) The Government of Burma, *The Rebellion in Burma, April 1931—March 1932*, Rangoon, 1932, pp.8—9.
- (34) *Ibid.*, pp.9—10.

- (35) *Ibid.*, pp.10—12.
- (36) *Ibid.*, pp.7—8.
- (37) The Government of India, Home Department, *Express Letter : to the Secretary of State, London, the 14th May 1934*, (P & J, 2020, p. 17.) 但し、この額は、1934年3月末までのもの。
- (38) The Government of Burma, *Report on the Administration of Burma for the Year 1931—32*, Rangoon, 1933, p.122.
- (39) 注(37), 同通信文, (P & J, 2020, p.17.)
- (40) 例えば, (表1), (表2)にあげた事例の中で, 正面衝突(政庁側にしかけられた事例も含む)が, 最も多かったタイエツ・ミョウ県, サヤー・ニャン下の蜂起集団の場合でも, 正面衝突の件数は, 15件であった。
- (41) 情報省, 前掲書, 81頁。
- (42) 注(10), 第二判決文, (P & J, 2022, p.43.)
- (43) 当然のことながら, このことは, 反徒が, あらゆる束縛や規制から解放されていたということを意味してはいない。

(1987年8月3日脱稿)

(筆者の住所: 〒114 北区滝野川2-4-17 松風荘)